

(仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業

公募型プロポーザル実施要領書

令和4年10月

まほろば環境衛生組合

## 目次

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 1   | 目的                     | 1  |
| 2   | 公募型プロポーザル実施要領書の定義      | 1  |
| 3   | 本事業の概要                 | 1  |
| 3.1 | 事業の概要                  | 1  |
| 3.2 | 事業の名称                  | 1  |
| 3.3 | 施設の概要                  | 1  |
| 3.4 | 事業の方式                  | 2  |
| 3.5 | 事業の範囲                  | 2  |
| 3.6 | 事業の期間                  | 3  |
| 4   | 事業者の募集及び優先交渉権者選定に関する事項 | 3  |
| 4.1 | 募集及び選定方法               | 3  |
| 4.2 | 募集及び選定のスケジュール          | 3  |
| 4.3 | 募集手続き等                 | 4  |
| 4.4 | プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件  | 7  |
| 4.5 | プロポーザルにおける注意事項等        | 8  |
| 4.6 | 優先交渉権者等の選定             | 9  |
| 4.7 | 提示条件                   | 10 |
| 5   | 失格条件                   | 12 |
| 6   | その他の本事業の実施に必要な事項       | 12 |
| 6.1 | 契約書様式の使用について           | 12 |
| 6.2 | 誠実協議                   | 12 |
| 6.2 | 情報の公表                  | 12 |
| 6.3 | 担当部局                   | 12 |

### 添付資料

リスク分担表

#### 【別添資料】

別添資料1 建設工事発注仕様書

別添資料2 運営業務発注仕様書

別添資料3 優先交渉権者決定基準書

別添資料4 提案様式集

## 用語の定義

(仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業における発注仕様書で用いる用語を以下のとおり定義する。

| No. | 用語          | 定義  |
|-----|-------------|---|
| 1   | 発注者         | まほろば環境衛生組合をいう。  |
| 2   | 受注者         | (仮称)廃棄物運搬中継施設の建設における受注者をいう。   |
| 3   | 運営事業者       | (仮称)廃棄物運搬中継施設の運営業務における受託者をいう。   |
| 4   | 本運営期間       | (仮称)廃棄物運搬中継施設運営業務の期間であり、令和7年1月1日から令和31年12月31日までの25年間をいう。                                  |
| 5   | 本事業         | (仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業をいう。  |
| 6   | 本工事         | (仮称)廃棄物運搬中継施設建設工事をいう。   |
| 7   | 本業務         | (仮称)廃棄物運搬中継施設運営業務をいう。   |
| 8   | 本施設         | まほろば環境衛生組合が可燃ごみ及び容器包装プラスチックを対象として整備する廃棄物運搬中継施設をいう。(安堵町)                                   |
| 9   | リサイクル中継運搬施設 | まほろば環境衛生組合が粗大ごみ・不燃ごみ及びビン・缶・ペットボトルを対象として使用する既存施設(リレーセンター広陵)をいう。(広陵町)                       |
| 10  | 広域ごみ処理施設    | 山辺・県北西部広域環境衛生組合が新たに建設するエネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設をいう。                                |
| 11  | 発注仕様書       | 建設工事発注仕様書及び運営業務発注仕様書を総称していう。  |
| 12  | 本仕様書        | (仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業建設工事発注仕様書及び運営業務発注仕様書をいう。  |
| 13  | プロポーザル参加者   | (仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業におけるプロポーザルに参加することを希望する者をいう。   |
| 14  | 本設備         | 本施設のうち可燃ごみ及び容器包装プラスチックの積替え等に必要な全ての設備(機械設備、電気設備及び計装設備を含む。)を総称していう。                         |
| 15  | 建築物         | 本施設のうち本設備を除く設備及び建築物を総称していう。   |
| 16  | 搬入車両        | 本施設及びリサイクル中継運搬施設に搬入される収集運搬車両を総称していう。  |
| 17  | 搬出車両        | 本施設で積替えた可燃ごみ及び容器包装プラスチックを、またリサイクル中継運搬施設で積替えた粗大ごみ・不燃ごみ及びビン・缶・ペットボトルを、広域ごみ処理施設まで運搬を行う車両をいう。 |

※8・9の建物名称については、今後決定していく予定である

## 1 目的

(仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業（以下、「本事業」という。）について、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、価格のみでなく技術的に最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するものである。

## 2 公募型プロポーザル実施要領書の定義

この公募型プロポーザル実施要領書は、本事業を実施するにあたり、公募型プロポーザルに参加する者（以下、「プロポーザル参加者」という。）を対象に配付するものであり、プロポーザルに参加することを希望する者（以下「プロポーザル参加希望者」という。）が、プロポーザル条件を遵守しプロポーザル手続きを行うために定めるものである。

なお、公募型プロポーザル実施要領書とあわせて公表する別添資料1「建設工事発注仕様書」、別添資料2「運營業務発注仕様書」、別添資料3「優先交渉権者決定基準書」及び別添資料4「提案様式集」は、本書と一体のもの（以下、「公募型プロポーザル実施要領書等」という。）である。

## 3 本事業の概要

### 3.1 事業の概要

まほろば環境衛生組合（以下、「組合」という。）の構成町（安堵町、広陵町及び河合町）を含む奈良県下10市町村で構成する山辺・県北西部広域環境衛生組合では、構成市町村の安定的なごみ処理を行うためエネルギー回収型廃棄物処理施設（以下、「広域ごみ処理施設」という。）の整備を進めており、令和7年5月からの稼働開始を予定している。

組合では、収集量や収集頻度等を勘案し、広域ごみ処理施設までの運搬・搬入を効率よく行うため、可燃ごみ（安堵町・広陵町・河合町から排出されるもの）及び容器包装プラスチック（安堵町・広陵町から排出されるもの）を対象とした施設の整備を行うものである。

また、循環型社会形成推進交付金制度に基づき建設された廃棄物運搬中継施設において、25年間にわたり所定の性能を発揮しながら適切に運営維持管理を行うものであるとともに、リサイクル中継運搬施設においてストックヤードに搬入された粗大ごみ・不燃ごみ及びビン・缶・ペットボトル・小型家電を積替え、いずれも広域ごみ処理施設へ運搬するものである。

### 3.2 事業の名称

(仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業

### 3.3 施設の概要

○廃棄物運搬中継施設

建設場所 : 奈良県生駒郡安堵町大字笠目・大字窪田 地内

敷地面積 : 約6,000 m<sup>2</sup>

敷地利用面積 : 約5,520 m<sup>2</sup>

施設規模 : 可燃ごみ 90 t/日 (収集日: 月・火・木・金)

(月～金曜日に事業系等のごみの搬入あり)

容器包装プラスチック 5.1 t/日 (収集日: 木・金)

※月～金曜日において随時、各町収集車による一般持ち込みゴミの搬入がある

○施設名称：リサイクル中継運搬施設

建設場所：奈良県北葛城郡広陵町大字古寺 地内

敷地面積：約28,000 m<sup>2</sup>

施設作業面積：約1,640 m<sup>2</sup>

施設規模：粗大ごみ 18.5 t/週（月・火曜日に搬入）

不燃ごみ 13.3 t/週（月・火曜日に搬入）

ペットボトル 1.5 t/週（水曜日に搬入）

カン・ビン 7.4 t/週（水曜日に搬入）

小型家電 ごく少量

### 3.4 事業の方式

本事業の発注方式は、組合が計画した本事業に対して、施設配置計画・動線計画、工事中の安全対策、環境負荷の低減、施設の運営管理、保守点検・アフターサービス体制等、災害への対応、本事業による地域経済の活性化に関する技術提案を受け、本施設の設計・建設工事と運營業務を民間事業者に一括して長期的かつ包括的に発注するDBO方式により実施する。

### 3.5 事業の範囲

本事業の範囲は、本施設（管理棟等の付属施設を含む。）における以下の範囲とする。

(1) 設計・建設工事

① 機械設備工事

- 各設備共通設備
- 受入供給設備
- 積替・搬出設備
- 脱臭設備
- 給水設備
- 排水処理設備
- 電気設備
- 計装制御設備
- 雑設備

② 土木建築工事

- 建築工事
- 土木工事及び外構工事（造成工事、擁壁工事、進入路工事は除く）
- 建築機械設備工事
- 建築電気設備工事

③ その他の工事

- 仮設工事
- 試運転及び運転指導
- 予備品及び消耗品
- 建物内備品

○ モニタリング

(2) 運營業務

- ① 運転管理業務
- ② 維持管理業務
- ③ 防災管理業務
- ④ 運搬業務（リサイクル中継運搬施設に関する業務を含む）
- ⑤ 関連業務
- ⑥ 情報管理業務

3.6 事業の期間

本事業期間は、契約締結日の翌日から令和31年12月までとする。

建設工事期間は、契約締結日の翌日から令和6年12月までとする。

運營業務期間は、令和7年1月から令和31年12月までとする。

なお、令和7年1月から令和7年4月までは、広域ごみ処理施設は試運転期間となる。それに伴い、本施設の稼働は令和7年1月からとなり、全量搬入するものとする。

4 事業者の募集及び優先交渉権者選定に関する事項

4.1 募集及び選定方法

募集及び選定にあたっては、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、提案書の提案内容等及び本事業に係る対価（以下、「見積価格」【消費税及び地方消費税に相当する額を含む。】という。）を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

4.2 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定にあたってのスケジュールは概ね以下のとおりとする。ただし、応募状況や審査進捗状況等により変更する場合がある。

| 日 程   |                      | 内 容                       |
|-------|----------------------|---------------------------|
| 令和4年度 | 10月11日(火)            | 公告、公募型プロポーザル実施要領書等の公表     |
|       | 10月11日(火)～10月14日(金)  | 現地調査の受付                   |
|       | 10月11日(火)～10月19日(水)  | 現地調査                      |
|       | 10月11日(火)～10月20日(木)  | 公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問の受付  |
|       | 10月27日(木)            | 公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問への回答 |
|       | 10月31日(月)～11月4日(金)   | プロポーザル参加表明書等の受付(第一次審査)    |
|       | 11月11日(金)            | プロポーザル参加資格審査結果の通知         |
|       | 11月21日(月)～12月19日(月)  | 提案書の受付(第二次審査)             |
|       | 令和5年 1月13日(金)        | 提案者プレゼンテーション              |
|       | 令和5年 1月 下旬           | 第二次審査(技術提案)結果の通知          |
|       | 令和5年 1月 下旬           | 審査講評の公表                   |
|       | 令和5年 2月 上旬           | 仮契約締結                     |
|       | 令和5年 2月 下旬 ※p. 11 参照 | 本契約締結                     |

※既存施設（安堵町環境美化センター）の解体撤去は、令和4年10月25日(火)に完了予定

#### 4. 3 募集手続き等

##### (1) 現地調査

組合は、プロポーザル参加希望者に対して現地調査を許可する。なお、現地調査を希望できる者は、プロポーザル公告時点において公募型プロポーザル実施要領書4. 4の要件すべてを満たしている事業者で、様式1-1～様式1-3をすべて提出している者に限る。

なお、再度現地調査の希望がある場合は、参加表明後において協議に応じることとする。

|      |  |
|------|--|
| 提出方法 | 別添資料4「提案様式集」の様式1-1～様式1-3に、必要事項を記入の上、様式1-2のみは下記提出先にFAXで提出すること。現地調査当日に様式1-1と様式1-3は担当職員に渡すこと。FAX送付後は電話にて受信確認を行うこと。参加しない場合は様式1-1～様式1-3は提出しなくてよい。 |
| 提出先  | まほろば環境衛生組合 総務課 施設建設係<br>FAX番号：0743-57-1525   |
| 提出期間 | 令和4年10月11日(火)～10月14日(金)（10月14日(金) 午後5時必着）  |
| 現地調査 | 現地調査は令和4年10月11日(火)から令和4年10月19日(水)までに行う予定とする。日時は別途組合が指定する。また、調査中は担当者の指示に従い、質問は一切受け付けない。   |

##### (2) 公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問の受付

公募型プロポーザル実施要領書等に記載された内容に関する質問を次の要領で受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

|      |  |
|------|--|
| 提出方法 | 別添資料4「提案様式集」の「公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問書（様式1-4）」に、必要事項を記入の上提出すること。なお、封筒の表に「公募型プロポーザル実施要領書等に対する質問書在中」と朱書きして郵送（配達証明等送付が確認できるもの）すること。質疑をする場合は様式1-1を併せて必ず提出すること。 |
| 提出先  | まほろば環境衛生組合 総務課 施設建設係<br>〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵958番地 安堵町役場1階  |
| 提出期間 | 令和4年10月11日(火)～10月20日(木)（10月20日(木) 必着）  |

##### (3) 公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問への回答

公募型プロポーザル実施要領書等に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、下記の要領で行う。なお、再質問の受付は行わない。

|      |                      |
|------|----------------------|
| 回答方法 | 質問書を提出した事業者全社にFAXで回答 |
| 回答日  | 令和4年10月27日(木)        |

##### (4) プロポーザル参加表明書等の受付（第一次審査）及び参加資格審査結果の通知

プロポーザル参加希望者は、本事業に関するプロポーザル参加表明書及びプロポーザル参加資格審査に必要な書類を提出すること。なお、提出書類の作成については、別添資料4「提案様式集」に従うこととする。

|      |  |
|------|--|
| 提出方法 | 別添資料4「提案様式集」に従って、「第一次審査（プロポーザル参加資格審査）に関する提出書類」を作成し、提出すること。また封筒の表に「(仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業に係る第一次審査書類在中」と朱書きして持参すること。(郵送不可)<br>※事前に提出日時を連絡すること。   |
| 提出書類 | プロポーザル参加表明書(様式2-1)にて正本1部を提出すること。加えて、使用印鑑届(様式)、様式2-3～様式2-11に所定の表紙(様式2-2)をつけ1分冊とし、2部を提出すること。添付書類については以下のとおりとし、各書類に書類名を明記し、別途添付すること。なお、副本については、正本の複写を提出すること。<br>○「建設業許可通知書」の写し又は「建設業許可証明書」の写し<br>(委任を受けた営業所については証明書等で確認ができる書面の写し)<br>○「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し<br>(最新のもので審査基準日から1年7か月の期間内であること)<br>○「実績調書」の記載内容が確認できる契約書又は、施工実績証明書の写し<br>(入札参加資格に関する条件を満たしていることが確認出来るものを添付すること)。また、契約書などについて、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス、CORINSの「受注登録工事カルテ受領書」または「竣工登録工事カルテ受領書」の写しに代えることができる。<br>○「配置予定技術者届」の記載内容が確認できる監理技術者資格者証(両面)、監理技術者講習修了書及び健康保険証の写し<br>○その他、参加資格要件が確認できる書類(写し可) |
| 提出先  | まほろば環境衛生組合 総務課 施設建設係<br>〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵958番地 安堵町役場1階  |
| 提出期間 | 令和4年10月31日(月)～11月4日(金)<br>期間中の午前9時～午後5時(正午～午後1時までの時間を除く)   |

プロポーザル参加資格審査の結果は、すべてのプロポーザル参加希望者に、書面により令和4年11月11日(金)に通知する。なお、プロポーザル参加資格審査を通過しなかったプロポーザル参加希望者は、組合に対してその理由について、次のとおり書面により説明を求めることができ、その回答は11月24日(木)までに行う。

|      |   |
|------|---|
| 提出方法 | 書面により説明要求書(任意様式)を提出すること。また封筒の表に「(仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業に係る説明要求書在中」と朱書きして持参又は郵送(配達証明等送付が確認できるもの)すること。 |
| 提出先  | まほろば環境衛生組合 総務課 施設建設係<br>〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵958番地 安堵町役場1階                                     |
| 提出期間 | 令和4年11月15日(火)～11月17日(木)<br>期間中の午前9時～午後5時(正午～午後1時までの時間を除く)<br>なお、郵送する場合は、令和4年11月17日(木)必着のこと。       |

#### (5) プロポーザルの辞退

プロポーザル参加資格確認書を送付されたプロポーザル参加者が、プロポーザルを辞退する場合は、



別添資料4「提案様式集」の「プロポーザル辞退書（様式2-12）」を次のとおり提出すること。

|      |  |
|------|--|
| 提出方法 | 別添資料4「提案様式集」の「プロポーザル辞退書（様式2-12）」に、必要事項を記入の上、提出すること。また封筒の表に「(仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業に係るプロポーザル辞退書在中」と朱書きして持参又は郵送（配達証明等送付が確認できるもの）すること。 |
| 提出先  | まほろば環境衛生組合 総務課 施設建設係<br>〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 958 番地 安堵町役場 1 階  |
| 提出期間 | 令和4年11月14日(月)～11月18日(金)<br>期間中の土/日/祝日を除く、午前9時～午後5時（正午～午後1時までの時間を除く）<br>なお、郵送する場合は、令和4年11月18日（金）必着のこと。                            |

### (6) 提案書の受付（第二次審査）

プロポーザル参加資格審査通過者に対し、公募型プロポーザル実施要領書等に基づき本事業に関する計画内容を記載した提案書及び見積書の提出を求める。

なお、提案書の提出書類の作成については、別添資料4「提案様式集」に従うこと。

|      |   |
|------|---|
| 提出方法 | 別添資料4「提案様式集」に従って、「第二次審査（提案書）に関する提出書類」を作成し、提出すること。また封筒の表に「(仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業に係る第二次審査（提案書）在中」と朱書きして持参すること。（郵送不可）<br>※事前に提出日時を連絡すること。  |
| 提出書類 | 様式3-2～様式3-11に所定の表紙（様式3-1）をつけ1分冊とし、正本1部、副本16部提出すること。提案設計図書は様式3-12（提案設計図書表紙）をつけ、提案様式集 p.2 の「 <u>2 作成要領</u> 」に示す内容及び図面をファイル綴じ製本として、正本1部、副本2部提出すること。なお、プレゼンテーションの評価基準において公平性を期すため、副本については、所在地、企業名等プロポーザル参加者が特定できる名称等は記載しないこと。<br>また、提案様式集の様式4-1～様式4-3を各1部提出すること。<br>添付書類については以下のとおりとし、各書類に書類名を明記し、別途添付すること。<br>○「同種施設の施工実績」及び「同種施設の運営実績」の記載内容が確認できる書類（契約書等）（所在地、企業名等特定できる名称等は、黒塗りで消すこと） |
| 提出先  | まほろば環境衛生組合 総務課 施設建設係<br>〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 958 番地 安堵町役場 1 階   |
| 提出期間 | 令和4年11月21日(月)～12月19日(月)<br>期間中の土/日/祝日を除く、午前9時～午後5時（正午～午後1時までの時間を除く）   |

### (7) 提案者プレゼンテーション

提案書を提出した事業者に対して、提出された提案書の内容に関するプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは特別な理由なく応じられない場合は、プロポーザル参加資格を取り消すものとする。

プレゼンテーションでは、パソコン、プロジェクター、スクリーン、パワーポイントを利用し、技

術提案内容の範囲内で提案内容を説明するものとする。なお、プロジェクター及びスクリーンを持参していない場合は組合で準備するが、パソコンは持参すること。

実施日は令和5年1月13日とし、場所は安堵町役場 3階 31大会議室とする。

なお、時間等については、別途組合が指定する。

また、第二次審査提出書類以外のプレゼンテーション資料は、A4判（カラー印刷）で片面刷りとし、提案書の受付（第二次審査）時に16部提出すること。なお、さらに資料があればプレゼン当日に配布することもできるので、A4判（カラー印刷）で片面刷りにて16部準備すること。

#### 4. 4 プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件

##### (1) プロポーザル参加者の構成等

プロポーザル参加者は、単独企業または設計・建設工事を実施する企業と運營業務を実施する企業により構成されるグループ（以下、「共同企業体」という。）とする。なお、プロポーザル参加者が共同企業体である場合は、以下の要件を満たすものとする。

- ① 共同企業体の代表企業は、運營業務を実施する企業でなければならない。
- ② 参加表明書提出以降、構成員の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合はこの限りではない。
- ③ その共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、組合がやむを得ない事情と認めた場合及び応募資格を失った場合等によりプロポーザル参加者から脱退した構成員も含むものとする。
- ④ 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
- ⑤ 共同企業体の形態（共同施工方式、分担施工方式）は任意による。

##### (2) プロポーザル参加者（すべての企業）の参加資格要件

プロポーザル参加者（すべての企業）は、参加表明書の受付日において、それぞれ次の要件をすべて備えていることとする。

- ① 組合構成町（安堵町、広陵町及び河合町）のいずれかにおいて、指名審査登録・総合評点基準一覧（経審）があること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- ⑤ 本件に係る公告日から委託業者の決定までの間に、組合構成町（安堵町、広陵町及び河合町）において指名停止を受けている者でないこと。
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該業務への参加表明前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者でないこと。
- ⑦ 組合構成町（安堵町、広陵町及び河合町）における暴力団排除条例等に規定する暴力団等でないこと。
- ⑧ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受

けている者でないこと。

- ⑨ 組合の発注支援業務等を受託している者（株式会社環境技術研究所）と資本面あるいは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、議決権を有する株式の過半数を有し、またはその出資の総額の100分の50以上を出資している者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

(3) プロポーザル参加者が単独企業の場合の参加資格要件

プロポーザル参加者が単独企業の場合は、参加表明書の受付日において、次に掲げるいずれかの要件を備えていることとする。

- ① 組合構成町（安堵町、広陵町及び河合町）のいずれかにおいて入札参加資格者名簿に登載がされており、官公庁（一部事務組合、広域連合等を含む）発注の廃棄物処理施設の運転管理またはごみ処理施設での運営経験を1年以上有していること。
- ② 建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、「清掃施設工事」または「機械器具設置工事」あるいは「建築一式工事」について、同法に基づく特定建設業の許可を受けており、同法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が、1,000点以上であること（プロポーザル参加表明書の提出日に有効期限内であること）。

※①について提案に関する特定建設業許可の書類の提出が必須であり、②について様式提案集の第一次審査に係る資料一式の提出が必要である。

(4) プロポーザル参加者が共同企業体の場合の参加資格要件

プロポーザル参加者が共同企業体の場合は、参加表明書の受付日において、それぞれ次に掲げる要件を備えていることとする。

- 《設計・建設工事を実施する企業》①②の両方を満たすこと
- ① 建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、「清掃施設工事」または「機械器具設置工事」あるいは「建築一式工事」について、同法に基づく特定建設業の許可を受けており、同法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が、1,000点以上であること（プロポーザル参加表明書の提出日に有効期限内であること）。
- ② 奈良県内に建設業法第3条第1項に規定する本店、支店または営業所を有する者であること。
- 《運營業務を実施する企業》
- ① 組合構成町（安堵町、広陵町及び河合町）のいずれかにおいて入札参加資格者名簿に登載がされており、官公庁（一部事務組合、広域連合等を含む）発注の廃棄物処理施設の運転管理またはごみ処理施設での運営経験を1年以上有していること。

※《運營業務を実施する企業》①について、物品・役務の登録が必須である。

#### 4. 5 プロポーザルにおける注意事項等

(1) 参加表明書の受付日以降の取扱い

プロポーザル参加資格を有すると認められたプロポーザル参加者が、参加表明書の受付日以降にプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、次のとおりとする。

- ① 参加表明書の受付日から優先交渉権者決定日までの間に、プロポーザル参加者の構成員にプロポーザル参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該プロポーザル参加者は原則として失

格とする。

- ② 優先交渉権者決定日の翌日から契約の締結にかかる議会の議決日までの間に、優先交渉権者がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、組合は優先交渉権者と契約を締結しない場合がある。この場合において、組合は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

## (2) 提出書類の取扱い、著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取り扱いは、次に示すとおりとする。

### ① 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、組合は提案書の一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

### ② 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。

ただし、組合が、工事材料、施工方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、プロポーザル参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、組合が費用を負担する。

## (3) 組合からの提示資料の取扱い

組合が提供する資料は、プロポーザル参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

## (4) プロポーザル参加者の複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、1つの提案しか行うことができない。

## (5) 使用言語及び単位、時刻

プロポーザル参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## 4. 6 優先交渉権者等の選定

### (1) 優先交渉権者等の選定方法

優先交渉権者及び次点優先交渉権者候補者※（以下、「優先交渉権者等」という。）の選定方法は、各プロポーザル参加者からの提案書の提案内容及び見積価格について総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

なお、技術評価点（満点：90点）の評価が60%に満たない場合、優先交渉権者は選定されない。また、プロポーザル参加者が1社の場合であっても、技術評価点（満点：90点）が60%以上と評価される場合については、公募型プロポーザルは成立するものとする。

※次点優先交渉権者候補者：公募型プロポーザル方式において、優先交渉権者となったプロポーザル参加者の次に総合評価結果が高かった者

## (2) プロポーザル審査委員会の設置

組合は、提案内容の審査に関して、公平性、競争性及び透明性を確保したうえで、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、(仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置している。

## (3) 審査の内容

### ① 審査の内容

審査委員会において、優先交渉権者決定基準書に基づき、提案書及び見積価格を総合的に評価し、優先交渉権者等候補として選定する。

### ② 審査事項

審査項目は、別添資料3「優先交渉権者決定基準書」を参照すること。

### ③ 優先交渉権者等の決定

組合は、審査委員会による優先交渉権者等候補の選定を踏まえ、優先交渉権者等を決定する。

### ④ 審査結果及び評価公表

#### ア 優先交渉権者等の公表

組合が優先交渉権者等を決定した場合は、全てのプロポーザル参加者に対して当該プロポーザル参加者の合否について書面で通知するとともに、「審査講評」、「優先交渉権者等」等をホームページにおいて公表する。

#### イ 審査結果の無効

プロポーザル参加資格確認申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が優先交渉権者等となった場合には、その審査結果は無効とする。

#### ウ 審査講評の公表

組合は、優先交渉権者等の決定にあわせて、審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。

#### エ 異議の申立て

プロポーザル参加者は、令和5年1月下旬に通知される第二次審査の結果について、次のとおり書面により説明を求めることができる。なお、回答は2月16日(木)までに行う。

|      |   |
|------|---|
| 提出方法 | 書面により説明要求書(任意様式)を提出すること。また封筒の表に「(仮称)廃棄物運搬中継施設整備・運営事業に係る説明要求書在中」と朱書きして持参又は郵送(配達証明等送付が確認できるもの)すること。 |
| 提出先  | まほろば環境衛生組合 総務課 施設建設係<br>〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 958 番地   |
| 提出期間 | 令和5年2月8日(水)～2月10日(金)まで<br>午前9時～午後5時(正午～午後1時までの時間を除く)<br>なお、郵送する場合は、令和5年2月10日必着のこと。                |

## 4. 7 提示条件

### (1) 見積限度額

8,491,183,800円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(参考内訳)

建設工事 1,603,816,500円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

運營業務 6,887,367,300 円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

## （2）契約保証金等

### ① 契約保証金の額

#### ア 建設工事請負契約

建設工事請負契約金額の10分の1以上とする。

#### イ 運営管理業務委託契約

年度運営費の10分の1以上とする。

### ② 契約保証金の納付方法

契約保証金は現金で納付するものとするが、本事業実施要領書に規定する保証を提供することにより替えることができる。

## （3）前払金

建設工事：請負金額の40%以内とし、支払い時期は年度末とする。

運營業務：なし

## （4）請負契約の締結等

### ① 予想されるリスクと責任分担

施設の設計及び建設に係る責任は、工事請負者が負うものとし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負う。ただし、その責任の所在が明らかでない場合は、組合と工事請負者が協議の上、決定する。リスク分担表を添付資料に示す。

なお、責任分担の具体的内容については、工事請負契約で定める。

### ② 請負契約の締結

組合は、優先交渉権者とプロポーザル公告時に公表する公募型プロポーザル実施要領書等に基づき請負契約に関する協議を行い、令和5年2月上旬に仮契約を締結することを予定している。なお、仮契約は組合議会における議決を経て本契約となる。組合議会における議決は、令和6年1月下旬のうち1日を予定している。

#### ア 契約手続

優先交渉権者と業務の詳細内容の協議を行い、協議が成立した場合には当該優先交渉権者と契約を締結する。

ただし、契約締結までの間において、優先交渉権者が「5失格条件」に該当した場合、又は協議が整わない場合や事故等の特別な事由により契約締結が不可能となった場合は、次点者を優先交渉権者に繰り上げるものとする。

その場合、公募型プロポーザル実施要領書等における「優先交渉権者」に対する各規定は全て「次点優先交渉権者候補者」に読み替えて、各規定を適用する。

イ 契約の締結にあたっては、組合構成町（安堵町、広陵町及び河合町）の暴力団排除条例等を遵守し、暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

### ③ プロポーザル参加に伴う費用負担

プロポーザル参加者のプロポーザル参加にかかる費用については、全てプロポーザル参加者の負担とする。

#### ④ 支払方法

原則年度末払いとし、詳細については事業契約書に基づき発注者及び受注者が協議し決定するものとする。

### 5 失格条件

参加事業者が、業務委託契約を締結するまでの間に、次に掲げる事由に該当した場合は、参加資格及び優先交渉権者の決定を取り消す。

- ① 参加資格等に瑕疵が認められたとき又は参加資格要件を満たしていないとき
- ② 提出書類に虚偽の記載があったとき
- ③ 提出書類が提出期限までに提出されないとき
- ④ 「4. 4 プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件」に該当しなくなったとき
- ⑤ 談合その他の不正あるいは公平性を欠く行為があったとき
- ⑥ 見積書と見積内訳書総額が合致しないとき（見積内訳書に値引きの記載は認めない）
- ⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき又はこれを訂正して押印のない提出書類により参加申込をしたとき
- ⑧ 見積書や見積内訳書に不備があるとき又は訂正が必要なとき
- ⑨ 見積限度額を超える金額で見積書を提出したとき  
（建設工事費及び運営業務費は参考金額であり、ここでは総額のみに適用される）

### 6 その他の本事業の実施に必要な事項

#### 6.1 契約書様式の使用について

契約に関する事項については、受注者の企業形態により、各契約書（案）を変更の上、使用すること。また、契約締結の際は、共同事務（可燃ごみまたは不燃ごみの事務）の対象となる各町の状況を踏まえ適切に変更すること。

#### 6.2 誠実協議

造成等に伴い不測の事態が発生した場合、発注仕様書に定めのない事項について必要な場合は、その都度、発注者及び受注者が誠実に協議するものとする。

#### 6.3 情報の公表

審査講評は令和5年1月下旬に公表する。

今後の公表資料等については、原則組合ホームページにおいて行うものとする。

#### 6.4 担当部局

〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 958 番地

まほろば環境衛生組合 総務課 施設建設係

TEL 0743 (57) 1511

FAX 0743 (57) 1525

## 添付資料：リスク分担表

各事業段階におけるリスク分担は次のとおりとする。○は主たるリスク分担者、△は従たるリスク分担者(場合により限定的にリスクを分担する者)を表す。

※：協議による

|                              | リスクの種類                   | リスクの内容                                | 負担者   |     |   |
|------------------------------|--------------------------|---------------------------------------|---|-----|---|
|                              |                          |                                       | 組合  | 事業者 |   |
| 全<br>期<br>間<br>共<br>通        | 1                        | 契約リスク                                 | 事業契約締結の不能・遅延等                                       | ○   | ○ |
|                              | 2                        | 実施要領等リスク                              | 組合が公表、配布した文書等の記載内容の誤り、不備、変更等                        | ○   |   |
|                              | 3                        | 法制度リスク                                | 本事業に直接関わる法制度の新設、改正、廃止等                              | ○   |   |
|                              |                          |                                       | 上記以外の法制度の新設、改正、廃止等                                  |     | ○ |
|                              | 4                        | 税制度リスク                                | 事業者の利益に対して課せられる税に関する税制度の新設、変更、廃止等                   |     | ○ |
|                              |                          |                                       | 上記以外の税制度（消費税を含む。）の新設、変更、廃止等                         | ○   |   |
|                              | 5                        | 許認可リスク                                | 本事業の実施に必要な許認可の取得等の不能、遅延等                            |     | ○ |
|                              | 6                        | 事業中止リスク                               | 組合の責めに帰すべき事由による事業の中止、延期等                            | ○   |   |
|                              |                          |                                       | 事業者の責めに帰すべき事由による事業の中止、延期等                           |     | ○ |
|                              | 7                        | 第三者賠償リスク                              | 組合の責めに帰すべき事由による第三者への賠償責任の発生                         | ○   |   |
|                              |                          |                                       | 事業者の責めに帰すべき事由による第三者への賠償責任の発生                        |     | ○ |
|                              | 8                        | 住民対応リスク                               | 本施設の設置に関する住民への説明等の対応                                | ○   | △ |
|                              |                          |                                       | 事業者が実施する業務に関する住民への説明等の対応                            | ○   | △ |
|                              | 9                        | 環境問題リスク                               | 施設の建設、維持管理業務、運営業務に伴う騒音、振動、悪臭、地盤沈下、大気汚染、水質汚染等の公害等の発生 |     | ○ |
|                              | 10                       | 不可抗力リスク                               | 天災（地震、津波、落雷、暴風雨等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、その他の不可抗力による事業費用の増加等 | ○   | ※ |
| 11                           | 性能未達リスク                  | 施設整備業務、維持管理業務、運営業務に関する要求水準の未達状態の発生    |   | ○   |   |
| 12                           | 資金調達リスク                  | 事業実施に必要な資金の調達                         |   | ○   |   |
| 13                           | 債務不履行リスク                 | 事業契約において組合が負う債務の不履行                   | ○   |     |   |
|                              |                          | 事業契約において選定事業者が負う債務の不履行                |   | ○   |   |
| 14                           | 金利変動リスク                  | 事業者の資金調達に係る金利の変動                      | ○   | △   |   |
| 15                           | 物価変動リスク                  | 事業実施に必要なものやサービスの物価変動(インフレ・デフレ)        | ○   | ※   |   |
| 整<br>備<br>期<br>間             | 16                       | 組合が提示する調査結果の不備又は誤り                    | ○   |     |   |
|                              |                          | 選定事業者が実施する調査の不備又は誤り                   |   | ○   |   |
|                              | 17                       | 組合の責めに帰すべき事由による計画、設計若しくは仕様の変更又は計画の遅延等 | ○   |     |   |
|                              |                          | 事業者の責めに帰すべき事由による計画、設計又は仕様の変更、遅延等      |   | ○   |   |
| 18                           | 組合の責めに帰すべき事由による工事遅延      | ○                                     |   |     |   |
|                              | 事業者の責めに帰すべき事由による工事遅延     |                                       | ○   |     |   |
| 19                           | 組合の責めに帰すべき事由による施設整備費の変動  | ○                                     |   |     |   |
|                              | 事業者の責めに帰すべき事由による施設整備費の変動 |                                       | ○   |     |   |
| 運<br>営<br>期<br>間             | 20                       | ごみ供給                                  | 供給ごみの量又は質について、事業契約に定める基準の未達                         | ○   |   |
|                              | 21                       | 組合が搬入するごみの内容チェック不備等                   | △   | ○   |   |
|                              |                          | 組合以外の者により直接搬入されるごみの内容チェック不備等          |   | ○   |   |
|                              | 22                       | 組合の責めに帰すべき事由による運搬量の未達                 | ○   |     |   |
|                              |                          | 事業者の責めに帰すべき事由による運搬量の未達                |   | ○   |   |
|                              | 23                       | 受入先の責めに帰すべき事由による受入不可等                 | ○   |     |   |
| 上記以外で選定事業者の責めに帰すべき事由による受入不可等 |                          |                                       | ○   |     |   |
| 24                           | 組合の責めに帰すべき事由による運営費の変動    | ○                                     |   |     |   |
|                              | 事業者の責めに帰すべき事由による運営費の変動   |                                       | ○   |     |   |
| 25                           | 組合の責めに帰すべき事由による施設の損傷     | ○                                     |   |     |   |
|                              | 事業者の責めに帰すべき事由による施設の損傷    |                                       | ○   |     |   |



